

久保委員長

ただいまから、議会デジタル化検討小委員会を開きます。
御報告いたします。桑鶴太郎副委員長から、所用のため、本日の小委員会を欠席したい旨の連絡がっております。
また、議運の申し合わせを準用しまして、委員外議員として、槇尾絢子議員の出席を求めていますので御了承願います。
本日は、オンライン委員会出席マニュアル及び議会手続のオンライン化等について御協議をいただくため、お集まりをいただきました。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力を願います。

1. オンライン委員会出席マニュアル（案）について

久保委員長

まず、1 ページの資料1、オンライン委員会出席マニュアル（案）についてであります。
このことについて、事務局に説明させます。

溝渕政策調査課長

資料1のオンライン委員会出席マニュアル（案）について御説明をさせていただきます。

このオンライン委員会出席マニュアル（案）は、1の初めに書いてありますとおり、委員会条例及びオンライン委員会運営要領に基づきまして、オンライン会議システムのズームと、ペーパーレス会議システムのスマートディスカッションを使用しましてオンラインで出席する場合に必要な事項をまとめたものでございます。委員長がオンライン出席を認めるものとしましては、大規模な災害が発生して参集が困難な場合、感染症の蔓延の防止を図る必要がある場合、その他特別な事由としまして、予見することが困難な緊急事案が発生した場合やその他特別な事案が発生した場合としております。

続きまして、2のオンラインによる出席の流れでございますけれども、こちらのほうは別のページで説明をさせていただきます。

続いて、3の出席手続になります。そちらのほうで書いてありますように、オンラインで委員会に出席する場合は、前日の13時までに、事務局を通じて委員長に、出席の申請書に必要事項を記入していただきまして、許可をいただくこととなります。

次のページに移りまして、準備をいただくものになります。まず必須としまして、貸与されたタブレットを御準備いただくこととなります。それからオンライン出席の場合は必ず映像と音声、両方が確認できる場合となっております。回線のほうは、自動的にセルラー回線に接続されるということで、特に作業の必要はございません。皆様がお持ちのそのタブレットでズームと、あとペーパーレス会議システムの2画面にして、出席いただくようになります。点線の枠囲みにありますように私物のパソコン、タブレットでズームに参加される場合は、カメラとかマイクが内蔵されているものを御使用いただくか、内蔵されていない場合は、外部から接続して使用できるウェブカメラ、マイクを御用意いただくこととなります。計2台回しをしていただくことで、資料とズームの画面と両方で見やすい環境にはなるかとは思いますが。

次のページを御覧ください。こちらの実際のズームの操作説明を書いてございます。まず申請書を提出いただきますと、委員会の前日の17時までに事務局のほうから、オンライン委員会にアクセスできるURLをメールで送信いたします。こちらに

書いてありますように、これはタップしていただくと②の画面になりまして、参加を押していただいて、これ参加を押すと、次は、ダイヤルインをタップしていただくような画面がまた出てきます。

次のページをお願いします。そこまでいくと次のページに移って、また委員会の画像があるんですけども、そこをタップしていただくと、今度上の太枠部分が出てきます。そこで出てくるとですね、参加者というところがございまして。それで、議会、各自分というところが出てきますので、そこは名前を変更いただいて、御自分の名前を入れていただくということになります。

次に、マイクの設定でございます。こちらのほうはマイクの表示にございますように、ミュートとミュートの解除のやり方を書いてございます。

続いて、実際のビデオのカメラの映像ですけれども、こちらのほうも停止と解除ということで、こちらに書いてあるとおり、オンオフがございまして、これをタップしていただくとオンオフが切替えできるようになります。

前のオンライン委員会でも話があった、ちょっと背景が映ったらということもありましたので、そのぼかしの設定方法も、こちらのほうに書かせていただいております。

6番ですけれども、こちらのほう、ズームを開きながらペーパーレス会議システムを開く方法ということで書いております。1番上の「・・・」とある、そこをタップしていただくと、2番目にあるような画面が出てきますのでそのスプリットビューというところをタップしていただくと、結果的には、次の画面のように委員会室の映像と、あと、ペーパーレス会議システムと、両方の画面が出てきますので、こちらでやっていただくような形になります。スライドさせると、委員会室の映像とその資料との大きさが変えられるようになっております。こちらまでが、実際の皆さんがやっていただくような作業になっております。

続いて実際のオンライン出席の場合でございます。先ほど1ページの図で表した流れを詳しく記載したものでございます。まず委員長からの許可を得ましたら、委員会の前日の17時までに事務局から、オンライン委員会にアクセスできるURLをメール送信しますので、URLをタップしていただきまして、アクセスできるかどうかを御確認いただきます。その結果を事務局に、また御連絡をいただきますようお願いいたします。前日でもこれだけの作業になります。

次に、当日の委員会の30分前ですけれども、そこで事務局と通信環境の確認をいたします。まず通常どおり資料のデータをダウンロードしていただきまして、前日に送信したURLにアクセスをお願いします。ビデオカメラ、音声についてもちゃんと映るかどうかミュートもできるかどうか御確認をいただきまして、事務局からも呼びかけもさせていただきますので、そこで確認をお願いします。委員会の開会直前になりましたら、委員長からも確認の呼びかけをさせていただきます。

実際に、委員会が始まりましたら、まず委員長から、オンラインによる委員会への参加を許可する旨の発言の後、「〇〇委員、こちらの音声聞こえますか」と呼びかけますので、御返事をいただくようになります。発言時は、マイクのミュートを解除していただいて、通常委員会出席と同様に、委員長に発言の許可を求めていただきます。発言の際にはミュートを解除していただいて、通常はミュートの状態をお願いをいたします。

休憩中なんですけれども、こちらのほうは接続はしたままです。あと、ビデオとか音

声は映ったり、声が反応するかもしれませんが、こちらのほうはミュートにしていたといたことでお願いしたいと思います。再開時にはまた、委員長のほうから、通信環境の再確認のため呼びかけをしますので、ミュートを解除して返事をお願いいたします。

次のページに移りまして、採決です。こちらのほうは次の例のとおり行うようにしております。賛成の場合は、挙手により表明をいただきますが、場合によっては委員長からの呼びかけによって口頭での確認もお願いすることとしております。挙手の確認ですけれども、まずはじめに、オンラインで参加する委員に対して、映像による挙手の確認を行いまして、その後、委員会室内の挙手の状況を確認して、可否の宣告を行います。委員会室の皆様には、確認の間、挙手または挙手をしない状態のままお待ちいただくというようになります。まずは、映像の中で、挙手をしている、要はこの箱を見てから、次、実際お揃いの皆さんを見て、宣告をすることということで、若干タイムラグがどうしてもあるので、皆さんお揃いになっている方々はちょっと、長めに挙手をしていただくという感じにはなってまいります。

続きまして、8番の通信環境に不具合が生じたときの対応ですけれども、こちらの場合は先ほどお話ししましたように、映像と音声両方が通じていることが必要になりますので、どちらかでも、できない状態になった場合、不在という取扱いとなってまいります。当然、不具合が生じた場合はすぐに事務局も対応させていただくようには考えておりますので、その際は御連絡いただければ、こちらからも映ってないということがあれば連絡をさせていただくようには考えております。

最後に、9番の注意事項でございます。まず、こちらからメールで送信するURLですけれども、こちら、外部に漏れると関係ない方が委員会に出席できるようになりますので、こちらのほうは絶対漏らさないようにということと、あと委員以外の方が、映り込みとか音声が入ったりというようなことは御注意いただくということ。私物のパソコンとかタブレットを使用する場合は、ソフトウェアのバージョンをアップデートしていただくということ。それから通信環境ですけれども、オンライン出席で同時にサイズの大きなファイルをダウンロードするとどうしても固まったりとか、何か不都合なことが起きる可能性もございますので、回線に負荷がかかる作業は行わないようにしていただくということをお願いしたいと思います。

最後、後ろのほうには参考としまして、オンライン委員会運営要領、出席の申請書、最後に条例をつけた形でマニュアル（案）としております。マニュアル（案）の説明は以上でございます、本日の御意見を反映させたマニュアルを作成しましたら、今後は事務局のほうで修正等を行いながら、バージョンアップさせていただきたいと考えております。

今後の予定でございますけれども、各委員会室ごとに、モニター、カメラ、マイク。ハウリングしないかどうかという環境の確認をしましてから、小委員会でも、実際に模擬のオンライン委員会を開催したいと考えております。

説明は以上でございます。

久保委員長

ありがとうございます。ただいまの説明についての御質問を、もしあればお願いします。

西森(雅)委員

これは自分のパソコン、タブレットでも参加できるという話が今あったと思いま

	すけども、ただその場合、資料はない形にはなりますよね。
溝渕政策調査課 長 西森(雅)委員	はい。基本はタブレット。 これで、基本見る。(タブレットを示す)
溝渕政策調査課 長 西森(雅)委員	基本、それで資料を見ていただく。 これで資料も見ながら、ズームでも参加ができるというものであるわけですね。
溝渕政策調査課 長 西森(雅)委員	はい。 そうすると、その自分のパソコン、タブレットを使っての参加ということはどういう意味があるのか。それで参加をしながら、資料は、これで見るというところに関しての考え方。見やすいというだけの話。
溝渕政策調査課 長 西森(雅)委員	そのとおりです。 だからそう考えると、常にこれは持つとかないといけないということですね。いつ災害が起こるか分からんし、ずっと控室に置きっ放しというわけにはいかないと。置きっ放しで、もし持ってない、自宅でもって災害に遭って、ここにも来れない。議会の際、開会中であつたりした場合の参加というのは、当然もうこれがないと参加はできないという形になるということではないんですかね。先ほどパソコン、タブレットでの参加はできるけれども資料は見れないという形になると。もうこれ自体がやっぱりないと、参加はできないということになるという考え方でいいのかなど。
溝渕政策調査課 長 西森(雅)委員	原則はそれでお願いしたいと考えております。 常に持ち歩かないといけない。
久保委員長	ほかに。 (なし)
久保委員長	それでは、オンライン委員会出席マニュアルにつきましてはこのとおり策定することで、御異議はありませんか。 (異議なし)
久保委員長	それでは、さよう決めます。 もし、細部の文言修正が必要になった場合は、正副委員長に一任をお願いをいたします。

2. 議会手続のオンライン化について

久保委員長

次に、17ページの資料2、「議会手続のオンライン化について」であります。このことについて、事務局に説明させます。

飯田議事課長

それでは、議会手続のオンライン化について御説明させていただきます。

17ページの資料2を御覧ください。手続のオンライン化と申しますのは、議長への届出、申出、また議長からの通知といったものを書面だけではなく、オンライン上でも可能としていこうとするものでございます。

まず、1の検討の経過でございます。地方制度調査会のほうから、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会の運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は、一括してオンライン化、オンラインによることを可能とすべきという提言がございまして、それを受けまして、令和5年4月26日に地方自治法の一部を改正する法律が可決成立し、令和6年4月1日から施行されております。全国都道府県議会議長会のほうでも、法改正を踏まえまして、昨年10月に、オンライン化に対応した標準会議規則等を改正したところでございます。

本県議会におきましても、手続のオンライン化を実現していくために、このデジタル化小委員会で御協議いただきまして、令和6年2月の定例会で、会議規則及び委員会条例の一部改正と、議会のデジタル手続条例を制定したところでございます。ただし、この改正で直ちにオンライン化で行われるようになるものではなく、高知県議会としてどういった手続をオンライン化にするのかにつきましては、別に議長が定めることとしておりまして、今後手続の具体的なオンライン化の方法を検討し、新たな規定等を整備していく必要がございます。

次に、2番ですけれども、オンライン化の検討の対象となる手続を抜粋して、代表的なものを御紹介しております。これまでの法改正などでオンライン化が可能とされた手続を4つの分類に分けまして、例示をいたしております。

まず(1)の議長と県民等の間における手続といたしましては、県民から議会への請願書の提出、それから陳情書の提出といったものがございます。請願につきましては、請願者との間に紹介議員が入るといった手続もございまして、こういった部分をオンライン化するかといったような検討も必要となってまいります。次に本会議に関しましては、公聴会で意見を述べようとする方からの申出や参考人を決定した際に、参考人に対する通知、それから議事に関する手続以外では、下のほうに書いてあります政務活動費や資産報告書の閲覧の請求等が手続としてございます。

次に、資料の18ページですけれども、(2)としまして、議長と行政機関、国との間の手続につきましては、可決されました意見書を高知県議会から、行政庁、国会等に提出するという手続がございまして、

(3)といたしまして、議長と知事、執行機関との間における手続といたしましては、本会議への説明員の出席の依頼、それから議案について監査委員に意見を聴取する手続、それから閉会後に行います、議決議案の送付といった手続がございまして、

最後に(4)といたしまして、議長と議員の皆様の間における手続につきましては、議会の内部手続となっております。本会議に関する議案の提出や、発言通告書の提出、それから議員の身分に関わるものでございまして、議員の辞表の提出、

それから資格決定要求書の提出、そういったもののほかに、議事に関する手続以外では、政務活動費の収支報告書の提出、それから資産報告書等の提出がございます。現在は、こういったものを全て書面で押印をした上で、議長に提出していただく流れとなっております。

最後に、3番としまして、今後この委員会で御検討いただきたい課題について申し上げます。こういったオンライン化が可能された手続につきましては、従前の書面等による手続は存続を一応させていきますけれども、併用して、手続の利便性という意味で、オンライン化の可否を検討していただくということになってまいります。

次に、オンラインできる手続としてこういった手続が可能ということを決めましたら、オンライン化する場合の方法をどうするのか。例えば、県民からの手続といたしましては、現在執行部が電子申請システムというものを活用して、オンラインで申請が行えるようにしておりますけれども、そういったものを活用して、陳情書等の申請をしていただく。それから議会内部の議員との手続では、先生方の固有の電子メールアドレスから電子メールでやりとりする。それからグループウェアのほうを活用していくという方法などが考えられます。ただ、次の丸ポツですけれども、これまで書面で押印を必要としていたものについて、押印の見直しを進めたり、自署・署名の扱いをどうしていくのか。また、オンライン上での本人の確認の取扱いをどうしていくのか、そういったいろんな課題がございます。こういったものを今後検討していただきたいと考えております。

今後に御検討いただいた上で、手続のオンライン化を進めていくことになりましたら、そのオンライン化に伴う規程を整備していくというところまで進めていきたいと考えております。

現在、事務局といたしましては、全国都道府県議長会のほうからもオンライン化についての考え方が示されておりますので、そういったものに基づきまして、たくさんあります各種手続を個別にオンライン化が可能なのは、どんなものがあるのか、オンライン化する場合にはどういった方法を高知県議会として使っていけるのか、そういったことの整理を現在進めるように着手しておりますが、何せ、ほかの県議会のほうもまだ進んでいる状況ではございませんので、他県の状況とかも勘案しながら、少しお時間をいただいて、事務局のほうでまず整理をさせていただきたいと考えております。

説明のほうは以上です。

久保委員長

ありがとうございます。
質問を求めます。

西森(雅)委員

なし。これから検討やからね。

久保委員長

はい。ほかに。

(なし)

久保委員長

それでは、今後手続のオンライン化については具体的な手続の実施方法や、規程

R6.6.14 議会デジタル化検討小委員会

	等の案を事務局で取りまとめていただき、検討することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。
	(異議なし)
久保委員長	それでは、さよう決めます。
3. その他	
久保委員長	最後に、その他であります。前回の小委員会で畠中委員から、常任委員会の資料の提供時期について検討するよう御意見がありました。この件について、事務局に検討させましたので説明をいたします。
溝渕政策調査課長	委員の皆様、常任委員会の1日前に、議案補足説明資料等を提供する件につきましては、執行部に2日前までに資料の提出を依頼しまして、翌日、1日前に事務局で朝確認した後、10時から閲覧可能としたいと考えております。 また、資料の修正等がございましたら、執行部のほうは、当日は口頭で修正いただきまして、後日正しいものを、グーグルワークスペースの共有フォルダに資料を入れるという形にしたいと考えております。 以上でございます。
久保委員長	ありがとうございます。 ただいまの説明につきまして、なにか御意見、御質問ございませんか。
	(なし)
久保委員長	それでは、この件につきましては、委員会開催の前日の午前10時をめぐり、資料をペーパーレス会議システムに掲載することで御了承願います。
	(了 承)
久保委員長	また、あわせて先ほど御決定いただきましたオンライン委員会出席マニュアルにおいても、前日の午前10時から資料のダウンロードが可能であることを明記することで御了承願います。
	(了 承)
久保委員長	ほかに、その他で何かございませんか。
西森(雅)委員	今日、副委員長が欠席をされていて榎尾議員が出席をしていますけど、これは、代理出席というのは許されているということではないのでしょうか。
飯田議事課長	議運の中の小委員会でございますので、議運の規定を準用いたしまして、委員が出

R6.6.14 議会デジタル化検討小委員会

席できない場合には、会派に持って帰って協議いただく事項もございますので、代わりの委員外議員ということで、出席する運用とさせていただきます。

西森(雅)委員

そうすると、議運の小委員会なんでデジタル委員会も代理出席は認めるということによろしいのでしょうか。

飯田議事課長

特に、委員がお一人しかいないところにつきましては、会派のほうで御検討いただくためにも、委員外議員の出席ということでお願いしたいと思います。

久保委員長

よろしいですか。

それでは、協議事項は以上であります。

次回の小委員会につきましては、9月をめどに開催をすることとしてはと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

久保委員長

それでは、さよう決めます。

以上で、本日の議会デジタル化検討小委員会を終わります。